

広島競輪開催業務 委託説明書

平成 31 年 2 月 1 日

広島市経済観光局競輪事務局

1 委託業務名 広島競輪開催業務

2 業務の目的

従事員の雇用からイベント・広告宣伝に至る競輪事業に係る業務を一括して委託することにより、本市競輪事業における収益の確保を図る。

3 業務の実施場所 広島競輪場（広島市南区宇品海岸三丁目6番40号）

4 競輪場施設の概要

- (1) 所在地：広島市南区宇品海岸三丁目6番40号
- (2) 敷地面積：約67,000㎡（国有地約46,000㎡、市有地約21,000㎡）
- (3) 延床面積：約22,000㎡
- (4) 収容人員：約23,000人
- (5) 主な建築物の構造等
 - ア 競走路：周回400m
 - イ 第1特別観覧席：鉄筋コンクリート造及び鉄骨造4階建
 - ウ 東スタンド：鉄筋コンクリート造3階建
 - エ 西スタンド：鉄筋コンクリート造3階建
 - オ サービスセンター：鉄骨造4階建
 - カ 第2特別観覧席：鉄筋コンクリート造4階建（現在、閉鎖中）
 - キ 選手宿舎：鉄筋コンクリート造3階建

5 委託期間 平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間

6 開催日数等

- (1) 市営競輪開催日数：年間58日（記念競輪：4日、普通競輪FⅠ：18日・FⅡモーニング7：36日）
- (2) 場外競輪開催日数：年間342日（市営競輪との併売日50日を含む。）

（注）開催日数等は諸事情により変更する場合があります、その際は契約内容・金額について事前に協議するものとする。

なお、上記開催日数の他、他場借上げによるミッドナイト競輪の市営開催を半期に6日ずつ予定している。

7 委託料上限額

年 度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	合 計
金 額	3億5,184万6千円	3億5,507万4千円	3億5,507万4千円	10億6,199万4千円

（注）金額は、消費税及び地方消費税を含んでおり、その税率は、平成31年9月30日までの8%、10月1日以降を10%としている。

8 委託業務の内容

- (1) 競輪開催に係る各種業務の運営統括及び総務に関する業務
 - (2) 車券発売・払戻に関する業務
 - (3) 場内の情報提供に関する業務
 - (4) お客様サービス・イベント等の実施に関する業務
 - (5) 場内・駐車場・周辺道路の警備及び清掃に関する業務
 - (6) 問い合わせ・トラブル・苦情等への対応に関する業務
 - (7) 選手宿舍の管理・運営及び医務室の運営に関する業務
 - (8) 競輪開催に係る施設・設備の管理に関する業務
 - (9) 開催業務以外の業務
 - (10) 市営開催・場外開催に係る他場及び関係機関との契約等に関する業務
 - (11) 広報・宣伝企画に関する業務
 - (12) 各種調査・報告に関する業務
 - (13) その他競輪事業の実施に関する業務
 - (14) 施行者が行う開催業務及び日常業務等の支援に関する業務
- 内容の詳細は、「広島競輪開催業務一覧表」のとおり。

9 応募・提案に当たっての留意事項

(1) 暴力団排除等について

暴力団排除等のため、同意を得た上で所轄の警察署に依頼し確認を行う。

(2) 委託業務について

ア 委託する業務は、「広島競輪開催業務一覧表」に記載された業務とする。

また、受託者は、受託した業務について、従事員への指示・管理等を行い、トラブル等に責任を持って対応すること。

イ 「広島競輪開催業務一覧表」に記載された委託業務については、委託後も現行と同等の水準を確保するものとする。ただし、水準の低下を招かない範囲での業務の効率化や従事員による代替は可能とする。

ウ 選手賞金等に必要な資金は、本市が事前に準備し、その他開催業務に必要な釣銭準備金等は、受託者が事前に準備する。

エ 委託業務の一般修繕は、施設及び設備の軽微な修繕（1件100万円未満）とし、年間400万円を限度とする。

なお、緊急の場合を除き、本市と事前に協議することとし、後日、完了報告書を提出すること。

オ 競走路の改修等の大規模な施設整備は、本市負担で実施する。

(3) 施設等の第三者への貸付等

ア 食堂、売店等のための施設等貸付申請及び予想業者からの営業許可申請に係る事務はすべて本市が行う。

イ アの目的以外の施設等の貸付については、受託者が申請を受け付け、本市が使用を許可する。

(4) 施設等の受託者による使用

ア 受託者は、本市が所有する施設、設備及び器具を使用することができる。

使用に当たっては、事前に本市の説明を受け、注意義務を持って使用することとし、目的外への使用は一切禁止する。

イ 設備等の新規導入及び入替（いずれも現存するものの老朽化による更新は除く。）に要する経費については、原則、受託者において負担すること。

(5) 場外競輪開催の受託率

提案に係る受託率は、以下の請求上限率（レースグレード毎に全国の競輪場で統一的に適用されるもので、場外競輪開催時の当該競輪場における車券売上額に対する率をいう。）を超えてはならない。

区 分	G P・G I 全プロ	G II サマーナイト含む	G III	F I・F II	全R 併売 (市営開催との併売に限る。)
請求上限率	14.04%	14.40%	15.12%	16.20%	併売するレースの区分に応じた率

なお、場外競輪開催時の車券売上により、実際の経費率が受託率を上回る場合は、原則、受託者が上回る分の経費も負担する。

(6) 収益保証

毎年度 2 億 4,000 万円以上の収益を本市に対して保証するものとする。

各年度の収支が提案のあった収益保証額に満たない場合は、その不足額を受託者が補填することとする。

なお、各年度の収支が提案のあった収益保証額を超過した場合は、その超過分は双方の連携による自転車競技普及活動の経費に充当する。

各年度の収支とは、広島市競輪事業特別会計の歳入決算額（前年度繰越金、競輪事業基金利子収入、ミッドナイト競輪に関する収入、命名権に関する収入及び敷地の有効活用に関する収入を除く。）から、同特別会計の歳出決算額（大規模な施設整備費、基金積立金、一般会計繰出金及びミッドナイト競輪に関する支出を除く。）を差し引いた金額をいう。

10 業務責任者等の配置

受託者は、本委託業務が競輪開催業務であることを十分理解し、専門知識を有し経験のある者を常勤の業務責任者及び業務副責任者として、次のとおり配置すること。

(1) 業務責任者 1 名

業務が支障なく履行されるよう指揮監督等業務全般の責任を負う。

なお、勤務に当たっては常に所在を明らかにし、業務履行に関して本市と連絡が密に取れるようにすること。

(2) 業務副責任者 1 名

業務責任者が不在のときにこれを代行する。

11 臨時従事員等の雇用

臨時従事員等は、受託者において雇用するものとし、地域における安定した雇用の維持・確保の観点から、現在の受託者が雇用している臨時従事員等のうち、引き続き就業を希望する者の雇用については、配慮すること。

また、選手 O B スタッフの雇用に関しては、事前に選手会広島支部と調整を図ること。

なお、場外競輪開催時の従事員等の賃金単価について、地区内で上限額の取り決めがある場合には、それに従うものとする。

12 その他

(1) 再委託の制限

受託者は委託業務の全部又は一部を第三者に請け負わせ、若しくは委任してはならない。

ただし、あらかじめ書面により本市の承諾を得た場合は、当該委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委任することができる。第三者に再委託した場合は、その第三者に対して、受託者が本市に対して負う義務と同様の義務を課し、その第三者はその履行に関し一切の責任を負う。

(2) 事業計画書

受託者は、毎年度、事業計画書を事業実施 20 日前までに本市へ提出し、承認を得ること。

また、年度途中で計画を変更する場合にも同様とする。

事業計画の進捗状況については、四半期毎に本市によるヒアリングを受けるものとし、その際、本市は第三者を同席させて参考意見を求めることができるものとする。

(3) 業務報告

受託者は、毎月 10 日までに前月分の業務報告書を提出するものとする。

(4) 委託料の支払

受託者は、業務報告書の提出後、本市による履行内容に係る検査を受けなければならない。検査終了後、受託者は本市に対して委託料の請求書を提出し、本市は請求のあった日から 30 日以内に委託料を支払うものとする。

(5) 収益保証額に対し補填が生じた場合の補填方法

受託者は、上記 9(6)に基づき、各年度の収支が提案した収益保証額に満たず、その不足額を補填する必要がある場合は、当該年度における 3 月 31 日時点での歳入・歳出決算見込額により算出した概算の補填額を本市に支払うものとし、決算確定後、過不足が生じた場合は、翌年度精算するものとする。

ただし、最終年度に補填する必要がある場合は、当該年度の開催に係る収入額及び経費等が確定した時点の歳入・歳出額により算出した補填額を本市に支払うものとする。

(6) 疑義が生じたとき、又は、定めのない事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。また、協議終了後は、その都度、受託者において協議録を作成し、本市の確認を受けなければならない。